

第2章 関連する施策の展開

▶ 1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等

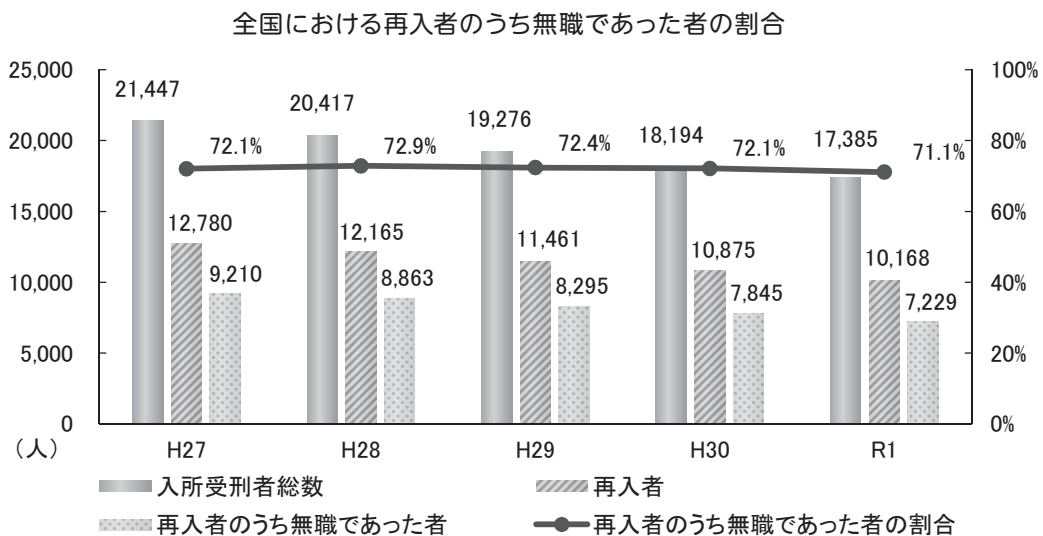
◆ 現状と本市における取組の方向性

全国で、刑務所等に再び入所した者（再入者）のうち約7割が、再犯時に無職であった者であり、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高いことが明らかとなっています。このように、不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

犯罪をした者等の求職活動は、前科等があることや必要な知識・資格等を有していないことから困難が大きく、また就職しても基本的なマナーを有していないことや人間関係を構築できない等の理由により、早期に離職してしまうことも少なくありません。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター（通称：コレワーク）の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、保護観察対象者の直接雇用等、様々な施策が実施されています。

本市においても、安定的な就労や継続した就労状況を確保するため、就職に向けた相談体制や支援策を充実するとともに、協力雇用主の増加を促進するための取組等を進めています。



注 1 犯行時の就労状況による。 2 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

※資料：犯罪白書に基づくさいたま市作成資料

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 就職に向けた相談・支援等の充実

・ ワークステーションさいたまにおける取組

「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。

(経済局 商工観光部 労働政策課)

・ 地域若者サポートステーションさいたまにおける取組

国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、15歳～49歳の就労を目指している方を対象に、1人ひとりの課題に合わせ、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援事業を実施します。

(経済局 商工観光部 労働政策課)

・ さいたま市若者自立支援ルームにおける取組

「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・ さいたま市生活自立・仕事相談センターにおける取組

各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。

就労支援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備支援や、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実施します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

・ ジョブスポットにおける取組

各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、職業相談、職業紹介等の就労支援を実施します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

- ・さいたま市セカンドライフ支援センターにおける取組

「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。

(保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課)

- ・障害者への就労支援に関する取組

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、職業訓練、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。

(保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター)

② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

- ・協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点の取組

建設工事に係る競争入札参加資格審査において、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」へ加点を行うことで、再犯の防止等の取組を促進します。

(財政局 契約管理部 契約課)

- ・協力雇用主について企業等に周知する取組

市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。

(経済局 商工観光部 労働政策課)

- ・市内企業におけるCSR・SDGs活動の促進に関する取組

自らの事業活動の維持・拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させる企業経営の推進を図ろうとする意欲のある市内企業の支援を行っています。

CSR・SDGs活動には、刑余者等の社会参画を促進し、ダイバーシティ(多様性)を実現する取組が含まれます。多くの事業者におけるCSR・SDGs経営の促進を図るとともに、事業者の活動に対する市民理解を促します。

(経済局 商工観光部 経済政策課)

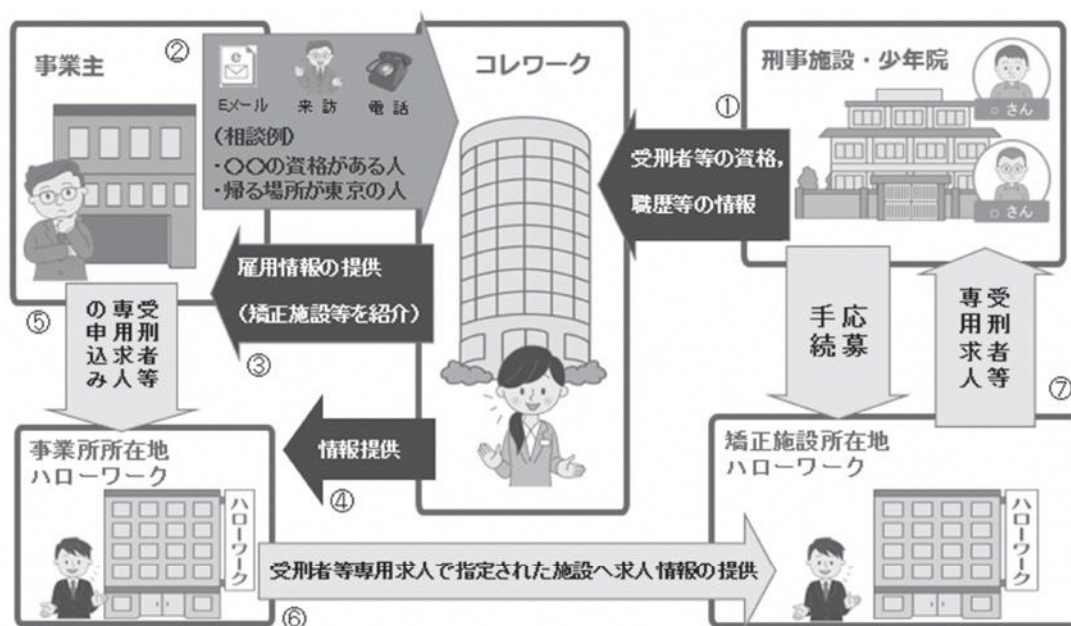
【国の取組】 コレワーク（矯正就労支援情報センター）の取組

刑務所出所者等の再犯防止に向けた就労支援の一環として、コレワークでは、事業主の方が刑務所出所者等を雇用するための各種サポートを行っています。

まず、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に対して、雇用ニーズにマッチする者を収容する刑事施設、少年院をデータベースから検索し、御紹介します。この情報をもとに、事業主の方がハローワークにて「受刑者等専用求人」（一般の方は見ることのできない非公開の求人）を申し込んでいただくことで、指定の刑事施設等で求人が展開されることになります。

また、事業主の方に刑務所出所者等の雇用について関心を持っていただくことを目的に、雇用に関する支援制度や手続きを分かりやすく紹介する「雇用支援セミナー」、出所者等の雇用経験豊富なアドバイザーが事業主の方に助言等を行う「個別相談会」を開催しています。

なお、平成30（2018）年には、さいたま市CSR活動促進事業と連携した事業主向けセミナーを開催しました。



コレワーク関東

〒330-0081

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館1階

※お問合せは フリーダイヤル 0120-29-5089

【民間の取組】 私が思う協力雇用主の役目

(白石工業株式会社 代表取締役 白石宏行)

私が白石工業に入社して40年目になります。入社した時には、父親である先代の社長は既にいろいろな所から頼まれ、犯罪をした人を数人雇っていました。その後、私が社長となり、現在も更生保護施設・保護観察所・ハローワークを通して、矯正施設の出所者を受け入れています。

採用する際は、出所者が社会に復帰し、その後の方向性が決まるまでの間、一時的に生活をする場所と考えています。短い時間の面接を経て採用するかを決めているため、働き始めた後、お互いに会社の事や対象者の性格が分かってきます。対象者としては、長く働くのかお金を貯めて出て行くのか、会社としては、正社員として採用するのか、決めるまでには少し時間が必要となります。

平成17(2005)年から現在までに、143人の出所者を受け入れました。今年で15年目になる人をはじめ、32人が現在も頑張っていて働いています。犯罪をした人を雇用すると、再犯をするのではという不安が尽きません。また、職場内での喧嘩、物が無くなる、近隣から苦情が来るといった問題が起きることがあります。会社の寮に住所を移したことで、未納の税金や借金返済の通知等が届くこともあります。こうした問題を一緒に少しずつ解決し、乗り越えていく事で、信頼関係が生まれていきます。

協力雇用主として受け入れた人の中には、現在、職場のリーダーとなっている人もいます。また、最近採用した若者も、とても育て甲斐があると考えています。協力雇用主として、採用すれば終わりということではなく、様々な苦勞がありますが、その分楽しみも多いと感じています。

(2) 住居の確保等

◆ 現状と本市における取組の方向性

全国で、刑事施設を満期で出所した者のうち、約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

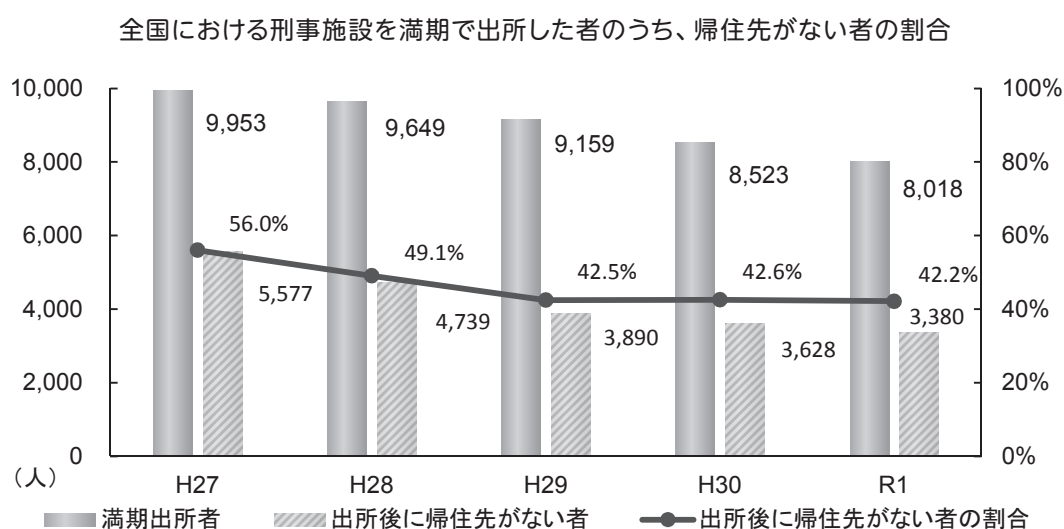
適切な住居の確保は、地域社会において、安定した生活を送るための大前提であり、再犯の防止等を図る上でも非常に重要となります。

国においては、受刑者等の釈放後における生活環境の調整の充実、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保等、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、更生保護施設等は一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社の利用ができず賃貸借契約を締結できないといった問題も生じています。

そのような中、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19（2007）年法律第102号）」が改正され、住宅確保要配慮者を支援するための新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

本市においても、この制度の運用や低所得者への市営住宅の提供等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めていきます。



注 1 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。

注 2 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

※資料：矯正統計年報に基づくさいたま市作成資料

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

・ 市営住宅への入居に関する取組

現に住宅に困窮していることが明らかな低所得者に、低廉な家賃で住宅を提供します。

(建設局 建築部 住宅政策課)

・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進に関する取組

保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について、普及や利用促進を図ります。

(建設局 建築部 住宅政策課)

・ 障害者の居住場所の確保に関する取組

障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。

(保健福祉局 福祉部 障害政策課)

・ さいたま市生活自立・仕事相談センターにおける取組 (再掲)

各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。

住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれの高い方に、求職活動等を行うことを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

【民間の取組】 更生保護施設の役割や処遇プログラムについて (更生保護法人清心寮)

1 福祉移行支援指定施設

高齢者や障害者にとって、どのような福祉サービスを必要としているか、本人について詳しい情報を得て、退所後の移行先へつないでいます。

2 薬物依存回復支援拠点事業

薬物依存者で国の委託により更生保護施設を経て退所した者、保護観察期間が満了した者等が地域で孤立した生活となって再犯に至るのを防ぐためには、いつでも相談できる場が必要です。そのための拠点機能を民間の地域連携支援として清心寮内に構築し、関係機関・団体のサポートも得て運営しています。

3 埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会の推進

生活困窮者等の生活支援に関わる地域の関係機関・団体の緊密な関係づくりを進め、構成メンバーによる協議の場を設けて定期的かつ必要に応じて随時の意見交換、情報共有と連携構築を行います。

4 就労支援フォローアップの実施 — 埼玉県就労支援事業者機構との協働事業

社会復帰支援としての国の就労支援事業は保護観察期間や更生緊急保護期間の満了とともに終了しますが、その後も多くは安定するまでにさまざまな相談助言を必要としており、それがないことが就労定着の進まない要因の一つです。そこで、当事者の心情や意欲の安定を図り、雇用事業者側の悩み等に応じるフォローアップ事業を構築し、地域に密着して継続的な支援を行っています。

5 SST (ソーシャルスキルトレーニング)

新しい生活の歩みを支援する方法の一つとして、SSTに基づく「はなまる会」の活動を、毎月夜間に2回実施しています。生活する力をつけるのが目的で、それぞれの苦手とする具体的な対人行動のとり方等を学べる場としています。

▶ 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障害者等への支援等

◆ 現状と本市における取組の方向性

全国で刑法犯の検挙人員に占める高齢者（65歳以上の者）の割合は2割を超えています。加えて、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満で再犯に至っています。

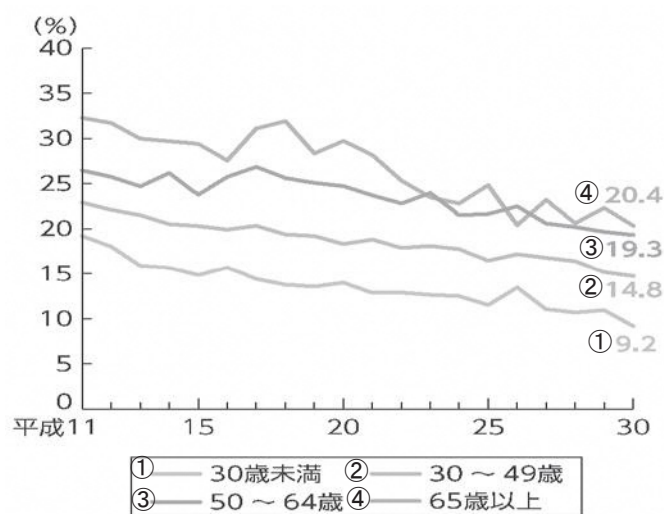
また、犯罪時の居住地が埼玉県で、令和元（2019）年に新受刑者として刑事施設に入所した者のうち、1割半ばの者が精神障害や知的障害があると診断されています。

国においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターを設置するとともに、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他福祉関係機関が連携して必要な調整（特別調整）を行う取組（出口支援）等を実施してきました。

さらに、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等、福祉的支援を必要とする起訴猶予者等について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等の関係機関・団体と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しをする等の取組（入口支援）を実施してきました。

本市においても、市民に身近な行政機関として、支援を必要とする方が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めていきます。

全国における出所受刑者の2年以内再入率の推移（年齢層別）



※出典：令和2年版犯罪白書に基づきさいたま市加筆

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 保健医療・福祉サービスの提供に関する取組

・ 包括的な支援体制の構築に関する取組

複合化・複雑化する市民の地域生活課題の解決に向け、各相談支援機関の連携を強化するため、協働の中核機能を果たす役割を担う相談支援包括化推進員を配置し、各相談支援機関への適切なつなぎや把握した地域生活課題の解決策を検討する場の調整を行う等、包括的な支援体制の構築を図ります。

(保健福祉局 福祉部 福祉総務課)

・ さいたま市セカンドライフ支援センターにおける取組 (再掲)

「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。

(保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課)

・ シニアサポートセンター (地域包括支援センター) における取組

「シニアサポートセンター (地域包括支援センター)」において、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心した生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となり、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施します。

(保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課)

・ 認知症高齢者等の支援に関する取組

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解する認知症サポーターや地域でボランティア活動を行うおれんじパートナーの養成、早期診断・早期対応を行うもの忘れ検診、認知症初期集中支援チームによる支援等を行い、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目ない支援に取り組めます。

(保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課)

- ・介護予防に関する取組

ますます元気教室等の介護予防教室を開催するとともに、高齢者自身が身近な場所で継続して運動できるよう、いきいき百歳体操の自主グループ等が活動する住民主体の通いの場の拡充に努めます。

また、リハビリテーション専門職等を地域の高齢者サロン等へ派遣することにより、地域の介護予防の機能強化に取り組みます。

(保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課)

- ・障害者の権利の擁護に関する取組

障害者や障害に対する偏見や差別をなくすため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理念や、障害者に対する理解を深めるための各種啓発活動を実施し、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互いに尊重し、安心して共に生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

(保健福祉局 福祉部 障害政策課)

- ・障害者の社会参加の促進

就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供します。また、地域活動支援センターの利用を通じて創作的活動や生産活動の機会を提供する等、施設・サービスの利用につなげることで、障害のある方の社会参加の促進を図ります。

(保健福祉局 福祉部 障害支援課)

- ・障害者生活支援センターにおける取組

障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活等暮らしに関する相談支援を実施します。また、差別や虐待等権利侵害の通報や相談受付、教育や就労に関する相談や情報の提供等、障害者が抱える課題について、1人ひとりに応じたサービス利用援助を実施します。

(保健福祉局 福祉部 障害支援課)

- ・障害者への就労支援に関する取組 **(再掲)**

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、職業訓練、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。

(保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター)

・ 障害者の居住場所の確保に関する取組 **(再掲)**

障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。

(保健福祉局 福祉部 障害政策課)

・ 生活保護制度における取組

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その方の状態に応じた自立を目指し支援を実施します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

・ 生活困窮者自立支援制度における取組

各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

・ 心神喪失者等医療観察法に基づく地域処遇に関する対応

さいたま保護観察所と情報交換等を行いながら、心神喪失者等医療保護観察法の対象者への処遇実施計画に基づき、地域での相談支援やケア会議への参加を通じて関係機関と連携して、対象者への支援を行います。

(保健福祉局 保健所 精神保健課)

・ 医療分野におけるさいたま保護観察所等との連携

埼玉県医療観察制度運営連絡協議会への参画やさいたま保護観察所と情報交換等を行い、医療観察制度が適切に運用されるよう取り組みます。

(保健福祉局 保健部 健康増進課)

② 関係機関・団体との連携の強化

・ さいたま市社会福祉協議会との連携

本市における地域福祉推進の要であるさいたま市社会福祉協議会と連携し、協働で事業を実施することで、地域社会の福祉課題解決に取り組むことにより、誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の機能充実を図ります。

(保健福祉局 福祉部 福祉総務課)

- ・さいたま市民生委員児童委員協議会との連携

地域住民が抱える問題について相談に応じるとともに、個々の福祉需要に応じた福祉サービスを受けられるよう、関係行政機関、施設、団体との連絡調整等を担う民生委員・児童委員と連携し、その活動を支援することで、地域住民の福祉向上を図ります。

(保健福祉局 福祉部 福祉総務課)

- ・埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に関する取組

更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

- ・高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に関する取組

刑事施設、保護観察所、更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター等で構成される高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画し、情報交換等を行うことにより、自立困難な矯正施設出所者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、相互の連携を確保します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

【国の取組】さいたま地方検察庁における再犯防止の取組 (刑事政策総合支援室の紹介)

検察官は、警察等から事件が送検された後、捜査をして真実を解明し、起訴か不起訴かを判断します。犯罪を行ったことが明らかであっても、犯罪の軽重を考えた上、被害回復の有無や本人の反省の程度等様々な事情を考慮して、裁判にかける必要までではないと判断した場合には、不起訴処分にすることができます(起訴猶予処分)。犯罪をした者が、高齢、障害、生活困窮等の事情により自立して社会復帰が困難な場合については、医療的・福祉的な支援等の道筋が具体的に示され、その結果再犯防止につながるという事情も重要な判断材料となります。

そこで、さいたま地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」(以下「支援室」と言います。)を設置し、事件を担当する検察官から相談があった場合に、犯罪をした者が抱える様々な問題を把握し、その支援策を助言するとともに、関係機関との調整・橋渡しを行っています。例えば、ホームレスによる万引きの現行犯逮捕事案について、

検察官の意向を受けて、保護観察所が行う更生緊急保護の事前調整を行い、釈放と同時に、保護観察所の実施する手続にスムーズに移行できるようにしています。

支援室では、犯罪をした者に対する社会復帰支援のほかにも、犯罪被害者の支援や児童虐待事案における児童相談所・警察との三者連携も行っており、刑事政策的観点から総合的な取組を行うことも可能です。また、検察庁は、本来的な業務を通じて、犯罪の特性や犯罪に陥る原因等について基本的な知見を有していますので、社会復帰支援策の作成や関係機関との連携に際して、このような知見に基づいた再犯防止のための提案を行っていくことも必要であると考えています。そして、より適切な支援を検討するためには、検察官が、福祉の専門的知識とネットワークを有する社会福祉士から助言を受けること等も必要であると考えています。

さいたま地方検察庁では、引き続き、支援室を中心に、官民の医療・福祉関係機関等と良好な関係を構築し、犯罪をした者にとって最も有効・適切な支援がなされるよう努めていきたいと考えています。また、起訴猶予者や執行猶予者の弁護人とも社会復帰支援・再犯防止の観点では協力していきたいと考えています。

【埼玉県の取組】 埼玉県地域生活定着支援センターの取組

1 施策・取組の経緯

地域生活定着促進事業ができるまでは、司法関係者は犯罪者の福祉ニーズには関心が低く、とにかく就労自立を促す処遇になり、就職できそうにない人は更生保護施設の入所は不可としてきました。

一方、福祉関係者は犯罪者の処遇は司法関係者の仕事で、住民票のない人、障害者手帳のない人への支援はできない、犯罪をする人への対処方法がわからない等、罪を犯した高齢・障害者を、福祉支援の対象者としてみることはほとんどありませんでした。

平成18(2006)年度から平成20(2008)年度にかけて実施された厚生労働科学研究「罪を犯した障害者の地域生活に関する研究」や各種調査研究において、矯正施設の中に身寄りがなく帰る場所もなく、出所しても福祉の支援を受けられず孤立し、万引き等の罪を繰り返す「累犯高齢・障害者」がたくさんいることがわかりました。

そこで特別調整(福祉支援が必要と思われる高齢・障害者の選定)の仕組みを制定するとともに、特別調整対象者を福祉サービスにつなげるための地域生活定着支援センターを設置しました。

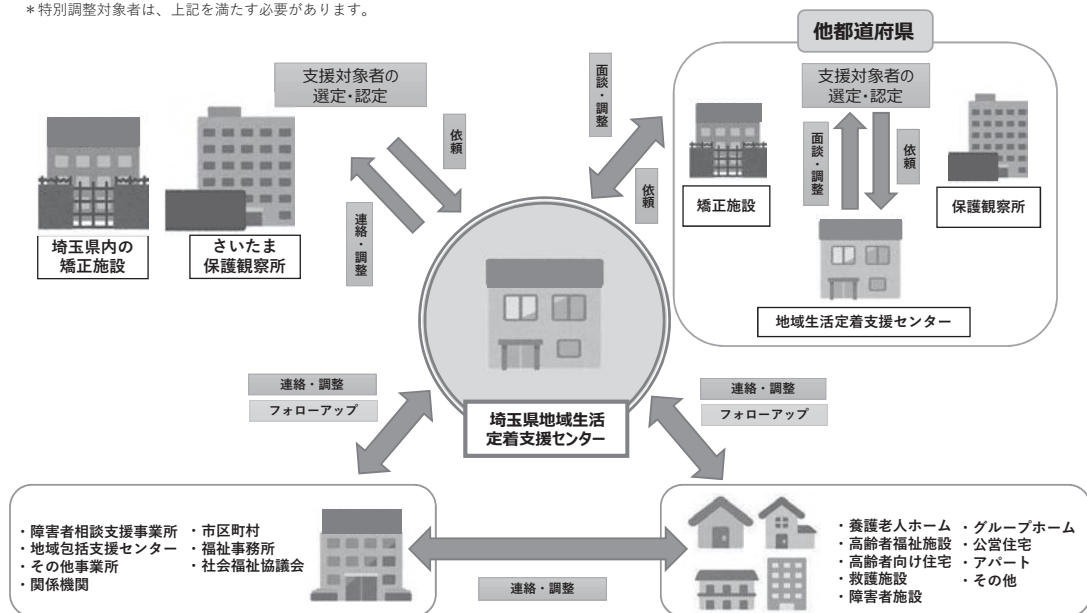
埼玉県地域生活定着支援センターは「出所後すぐに福祉サービスにつなげられるよう、矯正施設・保護観察所・福祉関係者と協働して調整する」機関として、平成22(2010)年5月10日に開所し業務を始めました。300人以上の調整を行い、約9割の人が刑務所に戻ることなく地域で生活しています。福祉施設は、更生プログラム等のスキルは持ち合わせていません。それなのになぜ、約9割の人が刑務所に戻ることなく地域生活を継続しているのでしょうか。

その要因は、受け入れてくれた多くの福祉施設等が持つ福祉的生活環境にあります。「支援対象者のありのまま」が受け入れられ、人として認められ、役割が持て、分からないこと・できないこと・不安なことに応答してもらえ、一貫した支援がなされる安全で安心できる生活の場です。誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援しています。

2 業務の流れと概要

《主な支援対象となる要件》

- 高齢(概ね65歳以上)、又は障害を有すると認められること。
 - 矯正施設出所後の適当な住居がないこと。
 - 矯正施設出所後に福祉サービスを受けることが必要と認められること。
 - 円滑な社会復帰のために、支援の対象とすることが相当と認められること。
 - 支援の対象となることを希望していること。
 - 支援の実施に必要な範囲内で個人情報や公共の保健福祉に関する機関等への提供に同意していること。
- *特別調整対象者は、上記を満たす必要があります。



コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受け入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援などを行います。

相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した方及びその関係者からの相談に応じています。

フォローアップ業務

コーディネート業務により、矯正施設から退所した後、社会で生活している方や受け入れた施設等に対して必要な助言などを行います。

その他

地域福祉支援検討会業務、福祉事業者巡回開拓業務、地域福祉研修業務、その他必要な業務を行います。

3 今後の方向性や課題

・医療と福祉の協働

精神障害等の治療と同時に、福祉関係者による「寄り添い型支援」を実施することで、支援対象者の孤立や貧困、再犯等を防止していきます。

・二次障害の早期発見、早期支援

地域生活定着支援センターで支援をした方の多くが、養育環境（マルトリートメント、いじめ等）によって深刻なトラウマを抱えており、虐待等による二次障害があると感じています。そうした方に、安心できる環境、場所を提供できる体制を整えていきます。

・矯正施設入所前からの支援（入口支援）

埼玉県では法務省の地域再犯防止推進モデル事業として、矯正施設入所前の方（執行猶予者等）に対する支援（入口支援）を実施してきました。従来は、矯正施設出所後から支援（出口支援）をスタートしていましたが、早い段階で福祉的な支援を行うことで、より一層効果的な再犯防止につながることを期待しています。

【民間の取組】 埼玉弁護士会の取組 （社会復帰支援委託援助制度の紹介）

（取組の経緯）

経済的困窮から居所を失い事件に至る事例が多発していた社会情勢から、刑事手続き終了後の社会復帰環境調整のための弁護士活動の必要が高まる中で、当事者の自立支援による早期・安定した社会復帰に取り組む弁護士活動をサポートする制度として平成21（2009）年7月より実施しています。

（取組の主な内容）

帰住先のない被疑者・被告人を対象に、釈放後の一時的な居所（1～数か月）を提供し、入所中に社会福祉士等の専門職と弁護人の協働によって、当事者の自立の意思を尊重した、安定した生活場所、必要に応じた福祉的支援の連携を確保することで、当事者の社会復帰を支援します。

（具体的な制度概要）

- 1 弁護士会が、①非営利目的で運営、②健康で文化的な最低限度の生活を営める個室、③利用費の相当性・透明性、④転居先確保ほか、自立支援の援助が可能

な専門職を施設運営団体に常置、の4つを要件として、予め制度の対象となる施設（シェルター）を施設毎に指定しています。

- 2 弁護人が、当事者の意思確認の上で、制度利用を申請します。指定施設運営団体の福祉専門職が当事者と面会（アセスメント）し、釈放前に利用の可否を書面で明示します。
- 3 弁護人が、帰住先確保を前提に釈放に向けた弁護活動を実施します。釈放時に、弁護人・施設運営者専門職と協働で生活保護申請等を援助し、入所後も自立生活に向けた支援を継続します。

（取組の実績）

制度発足時から施設指定を受けている団体（NPO法人ほっとポット）、現在県西部を中心に活動している団体（NPO法人サマリア）の2団体を運営者とする10室をシェルターとして指定しています。

さいたま市内では主に前者の施設利用が中心であり、同団体への申請数は制度発足以来で600件を超えます。なお、現在、同団体は自立準備ホームとしても登録されているため、釈放前の調整を本制度で行った方について、さいたま保護観察所の理解の下、釈放時に更生緊急保護を受けて、自立準備ホームとしての入所に繋げている場合が多い状況です。

（取組の要点・特徴）

1 早期からの調整

被疑者・被告人に早期に接する担当弁護人が制度利用の窓口になるため、刑事手続きの早期の段階から調整を開始できる点が特徴です。

釈放前から、当事者の意思や生活状況（支援ニーズ）を把握し、住所地の調査・再設定や生活保護申請の準備等の調整を、弁護人と福祉専門職の協働で実施しています。

2 福祉専門職と法律職（弁護士）の協働

施設入所後も、自立生活に向けた福祉専門職と弁護人の協働での支援が可能です。福祉専門職からの日常生活に関する相談援助、転居先の確保のための情報提供や援助、福祉的支援の情報提供や利用のための調整を実施しています。弁護士（弁護人）による法律問題の相談・受任対応（債務整理、家事事件等）も事例に応じて行われています。

（今後の方向性等）

制度発足以来既に10年を経過しましたが、依然として、年間数十件程度の制度利用の申請が継続しており、今後も拡充を含めて検討しています。

(2) 薬物依存を有する者への支援等

◆ 現状と本市における取組の方向性

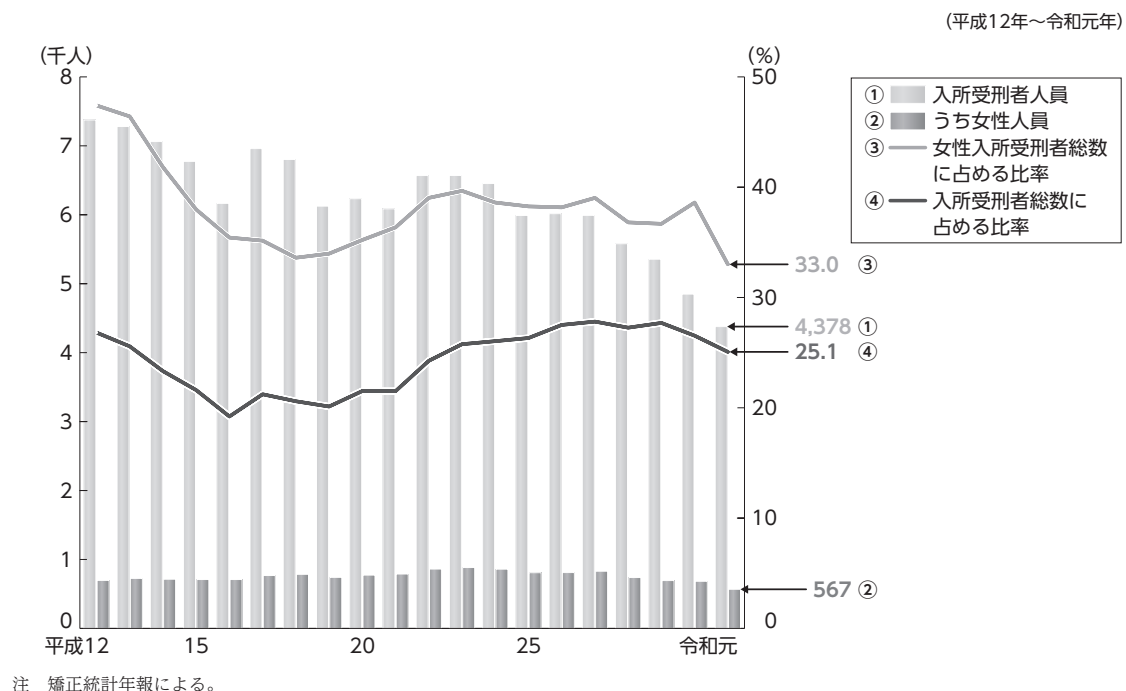
全国の覚せい剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人程度となっています。また、新たに刑務所に入所する者の罪名の2割半ばが、覚せい剤取締法違反となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合も多く、回復に向けて地域社会による継続的な支援が必要となります。

国においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等を行ってきました。また、平成28(2016)年6月に刑の一部執行猶予制度が導入されたことにより、今後は地域社会において、薬物依存の改善を目指す人が増加していくことが見込まれます。

本市においても、関係機関・団体と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきます。

全国における覚せい剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



※出典：令和2年版犯罪白書に基づきさいたま市加筆

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 薬物依存症者に対する支援等に関する取組

・薬物依存症者本人及び家族等への支援

薬物依存症者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。

(保健福祉局 保健部 こころの健康センター)

(保健福祉局 保健所 精神保健課)

また、依存症関連の問題を持つ方の家族に対し、依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法を知り、本人及び家族が回復に向かうことが出来るよう支援します。

(保健福祉局 保健部 こころの健康センター)

・薬物を含む依存症に対する相談支援のネットワーク構築と人材育成に関する取組

地域における相談支援のネットワーク構築及び人材育成を目的に、依存症に関わる支援者向けの研修会を開催します。また、依頼に応じて、さいたま保護観察所、埼玉ダルク等の依存症関連団体への技術支援を実施します。

(保健福祉局 保健部 こころの健康センター)

② 薬物依存に関する適切な広報・啓発

・薬物乱用防止啓発用ビデオ・DVD・薬物標本の貸し出し

主に薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施します。

(保健福祉局 保健所 環境薬事課)

(教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課)

・薬物乱用防止啓発パンフレットの配布

薬物乱用問題に対する意識を高め、また正しく認識してもらうため、啓発用パンフレットを作成し、イベント等において市民に配布するとともに、小学校、中学校及び高等学校で行う薬物乱用防止教室等で教材として交付します。

(保健福祉局 保健部 食品・医薬品安全課)

(保健福祉局 保健所 環境薬事課)

- ・薬物を含む依存症に関する普及啓発

依存症者本人及び家族等が治療や支援につながるよう、リーフレット等を使用し、依存症に関する正しい知識や情報の周知を図ります。

(保健福祉局 保健部 ころの健康センター)

- ・「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援

薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。

(保健福祉局 保健部 食品・医薬品安全課)

- ・薬物乱用防止啓発CM上映

15秒の薬物乱用防止啓発CMを、公共施設に設置しているモニター等において、毎年一定期間上映します。

(保健福祉局 保健所 環境薬事課)

【民間の取組】 埼玉ダルクの薬物回復支援への取組




ダルク（ドラッグ/アディクション/リハビリテーション/センター）は薬物をやめたい仲間を手助けする目的のため設立しました。埼玉ダルクは平成16（2004）年に開設しました。現在では全国に100か所近くの施設があります。どのダルクも取り組み方は同じという訳ではなく、それぞれ独自のプログラムを展開しており、共通している部分としては、自助グループ（NA）の12ステップミーティングを行っております。

埼玉ダルク独自の取組として利用者に対して、病院や専門家の先生方と連携しながら、生活指導、金銭管理、就労援助、健康管理、個別面談を行っています。他にもスポーツ、レクリエーション等の様々なイベントに参加して、仲間と交流することを目的としたプログラムも行っています。ダルクプログラムが終了し、社会復帰をした後のアフターサポート（個別相談）もしています。

ダルクのプログラム

- 1日3回のミーティング(スリーミーティング)
NA(ナルコティクス アノニマス)の12ステップに
基づいたプログラム
- 生活支援
 - ・生活指導・・・規則正しい生活
 - ・金銭管理
 - ・就労援助
 - ・健康管理・・・服薬管理、健康教育
- 個別相談

事業案内:デイ・ケア(通所)

- ・ミーティング 中心としたプログラム 
- ・レクリエーションとしてスポーツをしたり、さまざまな
イベントに参加して、仲間と体験談を共有 
- ・アフター・サポート・プログラム
ダルクプログラムを終了し、
社会復帰した後の支援(個別相談) 

☆通所・入所期間は、個人差があるため、
本人とスタッフの話し合いで決めています。

事業案内:ダルク・ホーム(入寮型)

回復のためには、共同生活をしながら、
薬物を使わない生き方を身に付けることが大切
(3回のミーティングが基本)

2カ所
・さいたま市
・川口市



事業案内:相談事業

当事者と家族からの相談を受け、
回復のための方法を共に考えている。

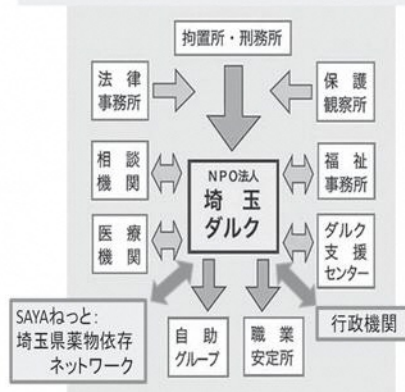
相談時間 : 月曜日から金曜日 10:00~16:00



事業内容:その他

- ・インターベンションプログラム
(違法薬物を使用し、裁判中の人に対して、留置所や拘置所で
ダルクプログラムについて説明する)
- ・自立準備ホーム
(刑務所から出所した人対象)
- ・講演活動
(小学校、中学校、高校、大学、看護学校、専門職向けなど)
- ・保護観察所プログラム支援
(保護観察所での認知行動療法プログラムの支援)

地域ネットワーク



薬物依存症からの回復というのは薬をやめることがゴールなのではありません。
薬をやめることは回復していくためのスタートなのです。「回復」の状態とは、人生
の問題がなくなることではなく人生の問題に正面から向き合えるようになることで
す。薬物を使わないで、社会できちんと生活をしていくための基礎を身に付けられる
ようにサポートするのがダルクの役割です。そのためにも、関係機関と連携しながら
一人一人真摯に向き合って回復支援を続けていきます。